

9 撥発油税法第二十四条及び第二十五条第一号並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等撲発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、同法第七十四条の五第二号ハの規定はバイオエタノール等撲発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、撲発油税法第二十四条中「撲発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する撲発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等撲発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等撲発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等撲発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等撲発油の製造者又はイに規定する者」と、「撲発油又は口に規定する撲発油」とあるのは「物品（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等撲発油の製造者又はイに規定する者」と、「撲発油又は口に規定する撲発油」とあるのは「物品」と、同法第七十四条の十二第三項中「撲発油の」とあるのは「物品の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 撲発油税法第二十四条、第二十五条第一号及び第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）並びに地方撲発油税法第十四条の一（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等撲発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、撲発油税法第二十六条第一項第三号及び地方撲発油税法第十四条の二第一項第三号の規定はバイオエタノール等撲発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、撲発油税法第二十四条中「撲発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する撲発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等撲発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等撲発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等撲発油の製造者又はイに規定する者」と、「撲発油又は口に規定する撲発油」とあるのは「物品（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等撲発油の製造者又はイに規定する者」と、「撲発油又は口に規定する撲発油」とあるのは「物品」と、同法第七十四条の十二第三項中「撲発油の」とあるのは「物品の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第一号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条に規定する者とそれのみなしして、同法第二十八条第六号及び第二十九条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号並びに第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮

タノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第一号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造又は」であるのは「同項各号に掲げる物品の製造又は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 省略

10 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とそれのみなしして、揮発油税法第二十八条第六号及び第七号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項の規定を、前項の規定により揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号の規定が準用される前項のバイオエタノール等揮発油の製造者は、揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第七号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分を除く。）及び第二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項の規定を、それぞれ適用する。

11 省略

10 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮

（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止）

第八十九条 省略

15 控除対象揮発油につき、第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮発油税法第十七条又は災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止）

第八十九条 省略

15 同上

（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止）

第八十九条 同上

15 同上

災害被 害者に對す る租稅の 減免、徵 收猶予等	揮發油稅 法第十七 条第四項	省 略	揮發油稅 法第十七 条第二項	揮發油稅 法第十七 条第二項	揮發油稅 法第十七 条第二項
					<p>当該移出により納付された、又は納付されるべき揮發油稅額（延滯税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮發油稅額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）</p> <p>第九条の規定により課されるものとした場合の揮發油稅額</p>

同 上	同 上		同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	金額とする。）	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮發油稅額（延滯税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮發油稅額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮發油稅額（延滯税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮發油稅額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮發油稅額（延滯税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮發油稅額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）
同 上	同 上				同 上

法律第七 条第一項	に 関 す る	
災害被 害者に 対す る租税の 减免、徵 收猶予等 に関する 法律第七 条第三項 及び第四 項	省 略	省 略
	省 略	省 略

- 16 | 20 省 略
- 21 前項の規定は、同項に規定する第十九項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る揮発油税及び地方揮発油税につき、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。
- 22 | 26 省 略
- 27 第十九項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 28 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。
- 29 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 二 省 略
- 一 同 上
- 二 第十九項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

16 20 同 上		
21 前項の規定は、同項に規定する第十九項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る揮発油税及び地方揮発油税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。	同 上	同 上
22 26 同 上		

30 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第二十五項、第二十七項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第二十五項から前項までの罰金刑を科する。

31 前項の規定により第二十五項又は第二十七項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

32 省略

(石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免稅等)

第八十九条の二 省略

2・3 省略

4 第一項の規定の適用を受けて製造された石油化学製品（当該石油化学製品を原料として製造された石油化学製品を含む。）のうちベンゾールその他の政令で定めるもの（以下この条において「特定石油化学製品」という。）が、当該特定石油化学製品の製造場において、フェノール若しくは合成ゴムの製造用その他の政令で定める用途（以下この項において「指定用途」という。）以外の用途に消費をされ、又は当該製造場から移出（直接外国に向けてする移出を除く。以下この条において同じ。）をされた場合には、当該特定石油化学製品の製造者が、当該消費又は移出をした時に、当該消費又は移出に係る特定石油化学製品の製造のため消費されたものとして政令で定めるところにより算出した数量の揮発油を当該製造場において消費し、又は当該製造場から移出したものとみなして、揮発油税法（第四章及び第五章の規定（第二十五条第一号及び第二十六条の規定を除く。）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）及び地方揮発油税法を適用する。ただし、当該移出が指定用途に供する場所（指定用途に供する特定石油化学製品又は輸出の目的その他の政令で定める目的に充てるための特定石油化学製品を蔵置するための場所を含む。）への移出である場合には、この限りでない。

5-9 省略

28 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第二十五項、第二十七項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前三項の罰金刑を科する。

29 前項の規定により第二十五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

30 同上

(石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免稅等)

第八十九条の二 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用を受けて製造された石油化学製品（当該石油化学製品を原料として製造された石油化学製品を含む。）のうちベンゾールその他の政令で定めるもの（以下この条において「特定石油化学製品」という。）が、当該特定石油化学製品の製造場において、フェノール若しくは合成ゴムの製造用その他の政令で定める用途（以下この項において「指定用途」という。）以外の用途に消費をされ、又は当該製造場から移出（直接外国に向けてする移出を除く。以下この条において同じ。）をされた場合には、当該特定石油化学製品の製造者が、当該消費又は移出をした時に、当該消費又は移出に係る特定石油化学製品の製造のため消費されたものとして政令で定めるところにより算出した数量の揮発油を当該製造場において消費し、又は当該製造場から移出したものとみなして、揮発油税法（第四章及び第五章の規定（第二十五条第一号及び第二十六条の規定を除く。）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）及び地方揮発油税法（第十四条の二の規定及びこれに係る罰則を除く。）を適用する。ただし、当該移出が指定用途に供する場所（指定用途に供する特定石油化学製品又は輸出の目的その他の政令で定める目的に充てるための特定石油化学製品を蔵置するための場所を含む。）への移出である場合には、この限りでない。

5-9 同上

10 挥発油税法第十三条の二、第二十四条及び第二十五条第一号並びに地方揮発油税法第十四条の二並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号（二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、特定石油

10 挥発油税法第二十四条、第二十五条第二号及び第二十六条（第一項第四号を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第四号を除く。）の規定は、特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第四号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第四号の規定は、運搬中の特定石

油化学製品の製造者及び販売業者について、同法第七十四条の五第二号の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場合において、揮発油税法第十三条の二中「第三条及び第十条から第十二条の二まで」とあるのは、「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、同法第二十四条中「揮発油の」とあるのは、「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは、「又は販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは、「又は販売」と、同法第十四条の二中「第五条及び第七条」とあるのは、「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号イ中「揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。））をいう。以下この号及び第七十四条の二（第三項において同じ。）」とあるのは、「特定石油化学製品」と、同号ロ及びハ中「揮発油」とあるのは、「特定石油化学製品」と、同法第七十四条の十二（第三項中「揮発油の」とあるのは「特定石油化学製品」と読み替えるものとする。

11 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号（二を除く。）の規定が準用される同項の特定石油化学製品の製造者及び販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第六号及び第二十九条並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

（移出に係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の三 挥発油の製造者がゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるものに供される揮発油（第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油」とあるのは、「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは、「又は販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは、「又は販売」と、同法第二十六条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは、「特定石油化学製品」と、同条第三項中「第三条及び第十条から第十二条の二までの規定」とあるのは、「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方揮発油税法第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは、「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは、「又は販売」と、同法第二十六条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは、「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の二第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは、「又は販売業者」と、同条第三項中「第五条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは、「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の二第一項若しくは第十七条の規定」とあるのは、「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第四号を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第四号を除く。）の規定が準用される前項の特定石油化学製品の製造者及び販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

（移出に係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の三 挥発油の製造者がゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるものに供される揮発油（第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

4 挥発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法に納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定が準用される前項の揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

6・7 省 略

（引取りに係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の四 前条第一項に規定する用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 挥発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号の規定が準用される前項の揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イ

4 挥発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項の揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

6・7 同 上

（引取りに係る揮発油の特定用途免税）

第八十九条の四 前条第一項に規定する用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成三十年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 挥発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項の揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

に係る部分に限る。) 及び第一百二十九条の規定を適用する。

4・5 省略

(移出に係るみなし揮発油の特定用途免稅)

第九十条 省略

4 挥発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号の規定が準用される前項のみなし揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。)及び第一百二十九条の規定を適用する。

6・7 省略

(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免稅)

第九十条の二 省略

2 挥発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供する場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。)及び第一百二十九条の規定を適用する。

6・7 同上

(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免稅)

第九十条の二 同上

2 挥発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

4・5 同上

(移出に係るみなし揮発油の特定用途免稅)

第九十条 同上

4 挥発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。

〔号イに係る部分に限る。〕及び第百二十九条の規定を適用する。

4・5 省略

4・5 同上

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第九条の三の二 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十三年十月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千八百円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百六十円
- 三 石炭 一トンにつき三千三百七十円

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

第九条の三の三 苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する石炭（以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十五年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

- 2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九条の三の三第四項及び第五項」と、同

法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭（以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。）を同項に規定する用途に供する者及び苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百一十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百一十九条の規定を適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭は、同項の承認を受けて当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取った日から二年以内に、同項に規定する用途以外の用途に供し、又は同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定

する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該苛性ソーダ製造用特定石炭につき、前条第三号に定める税率により計算した石油石炭税額と第一項の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する額の石油石炭税を、直ちに徴収する。

(特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の(3)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

一 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者	二 軽油（関税定率法別表第二七一〇・一一号の(3)又は第二七一〇・一九号の一の(3)に掲げる軽油をいう。以下の規定において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の(3)に掲げる重油をいう
内航海運業法 第二条第一項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者	内航海運業法第二条第一項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用

1	海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）	以下この条において同じ。)
2	三 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油	同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）	同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）
3	四 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第一百条第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用

- 2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税厅長官は、その承認を与えない」とができる。
- 3 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石

炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者（前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

第二款 その他の特例

（引取りに係る石油製品等の免税）

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場

（引取りに係る石油製品等の免税）

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場

合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、平成二十四年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一～五 省略

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一までの五第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」、同法第二十一条中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは、「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは、「又は販売」と、同法第二十一条第一項第一号中「原油等」とあるのは、「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは、「石油製品等」と、同条第一項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは、「石油製品等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）は、同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等とあるのは、「石油製品等」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは、「石油製品等」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、平成二十四年三月三十一日まで（第四号に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年三月三十一日まで）に、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一～五 同上

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは、「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは、「又は販売」と、同法第二十一条第一項第一号中「原油等」とあるのは、「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは、「石油製品等」と、同条第一項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは、「石油製品等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

の規定が準用される同項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれのみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

4 石油石炭税法第十八条の二並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と、国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油（以下この項及び次項において「重油等」という。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油等」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の重油及び粗油を同項の用途に供する者は、同号イに規定する者とみなして、国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の販売業者（同項の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれのみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

(引取りに係る特定石炭の免稅)

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十五年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一（三）省略

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第一項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第

(引取りに係る特定石炭の免稅)

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十三年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一（三）同上

2 石油石炭税法第二十二条、第二十三条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十二条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第一項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第

の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十一条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで）及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条（四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

4・5 省略

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三 省略

一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条（第一項の規定を適用する。

4・5 同上

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三 同上

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十二条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

発電用特定石炭（租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二十二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」

と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第一号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。）

4・5 省 略

（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付）

- 第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十四年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて課税済みの原油等から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油（以下この条において「特定揮発油等」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に（当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油等の製造者に）還付する。

2・4 省 略

- 5 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合にあっては、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定

- 3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により准用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4・5 同 上

（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付）

- 第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十四年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油（以下この条において「特定揮発油等」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に（当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油等の製造者に）還付する。

2・4 同 上

- 5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定

において、石油石炭税法第二十一一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定石油製品等（租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれのみなしして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

7 第一項の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十四年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭

めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一一条及び第二十三条（第一項第一号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれのみなしして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十三年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（三）のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭

額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとなし、当該重油の製造者に）還付する。

2 石油石炭税法第十八条の二並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と、国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油（以下この項及び次項において「重油」という。）を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油等」とあるのは「重油」と、同条第一項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の方により購入された重油を同項の用途に供する者は、同号イに規定する者とみなして、国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。

4 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一

税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

2 石油石炭税法第二十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油（以下この項及び次項において「重油」という。）を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油等」とあるのは「重油」と、同条第一項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第一号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一